

## 議案第4号

### 飯能市会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例（案）

#### （飯能市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第1条 飯能市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第9項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第4条（見出しを含む。）中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第6条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第4項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

#### （飯能市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 飯能市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「職員（）の次に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する」を加える。

#### （飯能市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 飯能市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

#### （飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「、第11条及び第13条」を「及び第11条」に改め、

同条第2項中「第12条」の次に「及び第13条」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

飯能市長 新井重治

飯能市会計年度任用職員の報酬等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
(報酬等)	(報酬等)
第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> を支給する。	第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬 <u>及び期末手当</u> を支給する。
2～8 省略	2～8 省略
9 期末手当 <u>及び勤勉手当</u> は、一般職の常勤職員の例に準じて、市長が定めるところにより支給する。ただし、任期が6月末満の者その他の者で市長が定めるものにあっては、期末手当 <u>及び勤勉手当</u> は支給しない。	9 期末手当は、一般職の常勤職員の例に準じて、市長が定めるところにより支給する。ただし、任期が6月末満の者その他の者で市長が定めるものにあっては、期末手当は支給しない。
(報酬、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> の特例)	(報酬 <u>及び期末手当</u> の特例)
第4条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められるパートタイム会計年度任用職員であって市長が定めるものに対する報酬の基本額その他の報酬、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> については、前2条の規定にかかわらず、当該基準に基づき市長が定める。	第4条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められるパートタイム会計年度任用職員であって市長が定めるものに対する報酬の基本額その他の報酬 <u>及び期末手当</u> については、前2条の規定にかかわらず、当該基準に基づき市長が定める。
(給料等)	(給料等)
第6条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> を支給する。	第6条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当 <u>及び期末手当</u> を支給する。
2～3 省略	2～3 省略

4 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> は、一般職の常勤職員の例に準じて、市長が定めるところにより支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で市長が定めるものにあっては、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> は支給しない。	4 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当 <u>及び期末手当</u> は、一般職の常勤職員の例に準じて、市長が定めるところにより支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で市長が定めるものにあっては、 <u>期末手当</u> は支給しない。
--	---

飯能市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 給与条例第19条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市長が定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 給与条例第19条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市長が定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

飯能市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
(給与の種類) 第3条 省略 2 技能労務職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> とする。	(給与の種類) 第3条 省略 2 技能労務職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当 <u>及び期末手当</u> とする。

飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
(会計年度任用職員についての適用除外等) 第18条 第4条、第5条、第5条の3、 第10条及び第11条の規定は、会計年 度任用職員には適用しない。 2 第12条及び第13条の規定は、任期 が6月未満の会計年度任用職員その他 の会計年度任用職員で市長が定めるも のには適用しない。	(会計年度任用職員についての適用除外等) 第18条 第4条、第5条、第5条の3、 第10条、 <u>第11条及び第13条</u> の規定 は、会計年度任用職員には適用しない。 2 第12条の規定は、任期が6月未満の 会計年度任用職員その他他の会計年度任 用職員で市長が定めるものには適用し ない。

7 前項の規定により公金事務の一部の再委託を受けた者は、当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。

8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。

9 会計管理者は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に對して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

10 監査委員は、第八項の規定による検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

(指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務)

第二百四十三条の二の一 指定公金事務取扱者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿等その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定公金事務取扱者の指定の取消し)

第二百四十三条の二の三 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百四十三条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

二 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 前条第二項又は第二百四十三条の二の六第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(公金の徴収の委託)

第二百四十三条の二の四 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその徴収に関する事務を委託することができる歳出は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者(歳出の支出に関する事務の委託を受けた者に限る)において同じ。)に対し、当該支出に必要な資金を交付するものとする。

3 指定公金事務取扱者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならない。

第一項において同じ。)に改め、「規定中「議会」の下に「とあり、並びに第百三十八条の二第一項及び第二項中「議会等」を加え、同条第十項中「第二百四十三条の二第二項」を「第二百四十三条の二の七第二項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律による改正後の地方自治法(以下この条において「新法」という。)第二百三十九条の二の三第二項の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に地方自治法第二百三十九条の二の三第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者(同項に規定する指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に同条第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者については、なお従前の例による。

2 普通地方公共団体の長は、施行日前においても、新法第二百四十三条の二第一項の規定の例により、指定公金事務取扱者(同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。)の指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた者は、施行日において同条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

3 普通地方公共団体の長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日の前において現に公金の徴収又は収納に関する事務(以下この項において「従前の公金事務」という。)を行わせている者(新法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。)に当該従前の公金事務を行わせることができる。

(公金の収納の委託)

第二百四十三条の二の五 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次の各号のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるものとする。

1 指定公金事務取扱者が収納する」とにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの

2 その性質上その収納に関する事務を委託する」とが適当でないものとして総務省令で定めるもの以外のもの

3 前条第二項から第四項までの規定は、指定公金事務取扱者が歳入等の収納をする場合について準用する。

2 指定公金事務取扱者(歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。)は、第二百三十九条の規定による納入の通知(その性質上納入の通知を必要としない歳入等にあつては、普通地方公共団体の長が定める方法)に基づかなければ、歳入等の収納をすることができる。

3 前条第二項から第四項までの規定は、指定公金事務取扱者が歳入等の収納をする場合について準用する。

2 指定公金事務取扱者(歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。)は、第二百三十九条の規定による納入の通知(その性質上納入の通知を必要としない歳入等にあつては、普通地方公共団体の長が定める方法)に基づかなければ、歳入等の収納をすることができる。

3 前条第二項から第四項までの規定は、指定公金事務取扱者が歳入等の収納をする場合について準用する。

# 参考

## (抜粋)

地方自治法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年五月八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

### 法律第十九号

#### 地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員」を「第十二節 雜則」の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員に改める。

第八十九条中「普通地方公共団体に」の下に「その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選舉した議員をもつて組織される」を加え、同条に次の二項を加える。

普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の委託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

第九十四条中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

第一百条第十五項中「報告権を」を「状況を書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」の用に供されるものをいう。以下同じ。」をもつて「提出する」を「報告する」に改める。

第一百五条の二中「又は議長」の下に「(第一百三十八条の二第一項及び第二項において「議会等」といふ)」を加える。

第一百二十三条第一項中「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」を削り、同条第四項中「に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク(これを埋する方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)」を削る。

第一百三十八条の二を第一百三十八条の二の二とし、第一百三十八条の二の八とし、第一百三十八条の二の七とし、第一百四十三条の次に次の六条を加える。

第二百四十二条の二第一項第四号ただし番中「第一百四十三条の二の二第三項」を「第一百四十三条の二の八第三項」に改める。

第二百四十三条中「法律又は」を「法律若しくは」に改め、「場合」の下に「又は次条第一項の規定により委託する場合」を加え、「行なわせては」を「行わせては」に改める。

第二百四十三条の二の二を「第一百四十三条の二の八とし、第一百四十三条の二を第二百四十三条の二の七とし、第二百四十三条の次に次の六条を加える。(指定公金事務取扱者)

第二百四十三条の二 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務(以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第二百四十三条の二の六までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出その他の総務省令で定める事項を告示しなければならない。

3 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。

4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

5 指定公金事務取扱者は、第一項の規定により委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

6 前項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託をした指定公金事務取扱者の許諾を得た場合であつて、かつ、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定めた者に対してするときに限り、その一部の再委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

議会等が行う通知のうちの「の章(第二百一十三条第四項を除く。)の規定において文書等により行うことが規定されているもの(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定が適用されるものを除く。)については、当該通知に関するこの章の規定にかかるわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知のうち第九十九条の規定によるもの以外のものにあつては、当該通知を受け取る者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受け取る旨の総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に附するこの章の規定に規定する方法により行われたものとみなし、この法律その他の当該通知に附する法令の規定を適用する。

第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

第二百三十二条の二第四項中「期末手当」の下に「又は勤勉手当」を加え、同条第五項中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第二百三十二条の二の三第二項中「所在地」の下に「指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等」を加える。

第二百三十二条の二の六第三項中「含む」の下に「第一百四十三条の二の二第三項において同じ。」を加える。

第二百四十二条の二第一項第四号ただし番中「第一百四十三条の二の二第三項」を「第一百四十三条の二の八第三項」に改める。

第二百四十三条中「法律又は」を「法律若しくは」に改め、「場合」の下に「又は次条第一項の規定により委託する場合」を加え、「行なわせては」を「行わせては」に改める。

第二百四十三条の二の二を「第一百四十三条の二の八とし、第一百四十三条の二を第二百四十三条の二の七とし、第二百四十三条の次に次の六条を加える。